

議案第 26 号

かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例及
びかすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例及びかすみ
がうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制
定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例及
びかすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正
する条例

(かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)
第 1 条 かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例（令和
6 年かすみがうら市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表志士庫第 2 コミュニティステーションの項を削る。

(かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部改正)
第 2 条 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成 28 年かすみ
がうら市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表千代田コミュニティセンターの部コミュニティスペースDの項からコミュニティスペースHの項までを削り、同表牛渡コミュニティステーションの部会議室Aの項中「会議室A」を「会議室」に改め、同部会議室Bの項を削り、同表安飾コミュニティステーションの部会議室Cの項を削り、同表志土庫第2コミュニティステーションの部を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の別表千代田コミュニティセンターの部コミュニティスペースDの項からコミュニティスペースHの項までを削る改正規定、同表牛渡コミュニティステーションの部会議室Aの項の改正規定、同部会議室Bの項を削る改正規定及び同表安飾コミュニティステーションの部会議室Cの項を削る改正規定は、令和7年4月1日から施行する。